

## 指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、30年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

### 1 指定概要

#### (1) 施設概要

名 称：北九州市立旧百三十銀行ギャラリー

所在地：八幡東区西本町一丁目20番2号

施設内容：①施設概要 展示室

②事業内容 演劇、音楽その他の利用に供することにより市民文化の向上に資する。

#### (2) 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日

#### (3) 指定管理者候補の概要

名 称：旧百三十銀行ギャラリー管理運営共同事業体

代 表：公益財団法人 北九州活性化協議会

所在地：小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館6階

構 成：公益財団法人 北九州活性化協議会、特定非営利活動法人 北九州市の文化財を守る会

主な業務内容：北九州市域の健全な発展と活性化に関する調査・研究・計画立案、産官学民の関係諸団体との協議・調整及びネットワーク強化、地球環境の保全又は自然環境の保護を目的とする普及啓発事業、北九州市域の文化、芸術の振興のための事業、児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業、公益目的施設の運営・管理、指定文化財施設の管理運営事業、文化財に関する調査・研究、保存・保護、文化財に関する情報提供、イベントの企画・運営、文化財に関する地域愛護団体等の育成

### 2 指定の経緯

平成30年 8月20日 募集要項配布

平成30年 9月28日 募集締め切り

平成30年10月16日 指定管理者検討会の開催  
平成30年11月 指定管理者候補を決定

### (1) 応募資格

- ・法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ・本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する自体が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ・募集説明会に参加していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が募集説明会に参加していること。)

### (2) 応募状況

説明会参加：3団体

応募件数：3団体（株式会社佳音、株式会社椛組、旧百三十銀行ギャラリー管理運営共同事業体【構成：公益財団法人 北九州活性化協議会、特定非営利活動法人 北九州市の文化財を守る会】）

## 3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

## 4 検討会構成員

- ・[学識経験者] 秋山 憲一郎（福岡県公立文化施設協議会会長）
- ・[利用者] 井上 美奈子（NPO法人北九州子ども劇場理事長）
- ・[利用者] 井端 豊実（北九州吹奏楽連盟理事長）
- ・[公認会計士] 松木 摩耶子（松木公認会計士事務所公認会計士）
- ・[利用者] 和田 正人（北九州文化連盟専務理事）

## 5 選定基準

選定基準（=審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
(1)	施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
①	応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
(2)	安定的な人的基盤や財政基盤
①	長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3)	実績や経験など
①	応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。

- ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
- ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。

## 2 管理運営計画の適確性

### 【有効性】

#### (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

- ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
- ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
- ③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
- ④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。

#### (2) 利用者の満足度

- ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
- ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
- ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
- ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
- ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

### 【効率性】

#### (3) 指定管理料及び収入

- ① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
- ② 収入が最大限確保される提案であるか。
- ③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。

#### (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

- ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
- ② 経費の配分は適切であるか。
- ③ 積算根拠は明確であるか。
- ④ 再委託が適切な水準で行われているか。

### 【適正性】

#### (5) 管理運営体制など

- ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
- ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
- ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
- ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
- ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。

#### (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- ① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。
- ② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
- ③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
- ④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。

⑤ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

## 6 審査結果

### (1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準 (=審査項目) 及びポイント	配点	評価レベル			検討会 審査結果	得点
			構成員				
			A	B	C		
株式会社 佳音	1 指定管理者としての適性						
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	3	3	3	3	3
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	3	3	3	3	3
	(3) 実績や経験など	5	2	3	2	2	2
	2 管理運営計画の適確性						
	【有効性】						
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	30	4	4	2	3	18
	(2) 利用者の満足度	10	2	3	3	3	6
	【効率性】						
	(3) 指定管理料及び収入	15	2	2	2	2	6
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	3	3	2	3	6
	【適正性】						
	(5) 管理運営体制など	10	3	3	3	3	6
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	3	3	2	3	6
	合 計	100	60	63	46	—	56
地元団体に対する優遇措置 (5点)						61	
株式 会社 椀組	1 指定管理者としての適性						
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	3	4	3	3	3
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	4	4	3	4	4
	(3) 実績や経験など	5	4	4	3	4	4
	2 管理運営計画の適確性						
	【有効性】						
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	30	2	3	3	3	18
	(2) 利用者の満足度	10	3	3	3	3	6
	【効率性】						
	(3) 指定管理料及び収入	15	3	4	2	3	9
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	3	4	3	3	6
	【適正性】						
	(5) 管理運営体制など	10	4	4	3	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	3	4	3	3	6
	合 計	100	58	72	57	—	64
地元団体に対する優遇措置 (5点)						69	

旧百三十銀行 ギャラリー 管理運営 共同事業体	1 指定管理者としての適性						
	(1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針	5	4	5	3	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	4	5	4	4	4
	(3) 実績や経験など	5	4	3	3	3	3
	2 管理運営計画の適確性						
	【有効性】						
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	30	3	3	3	3	18
	(2) 利用者の満足度	10	3	3	2	3	6
	【効率性】						
	(3) 指定管理料及び収入	15	3	3	2	3	9
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	10	3	3	3	3	6
	【適正性】						
	(5) 管理運営体制など	10	4	4	4	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	4	4	4	4	8
合計	100	67	68	60	—	66	
地元団体に対する優遇措置 (5点)						71	

※井上構成員、和田構成員は所用により欠席

## (2) 検討会における主な意見

### (ア) 株式会社佳音について

- ・利用拡大を図る提案が練られている。
- ・「やりたいこと」と「やれること」の境があいまいで、提案内容を旧百三十銀行ギャラリーで実施可能か否かという点に不安がある。
- ・文化財としての施設運営や保存という点について理解が十分でない。

### (イ) 株式会社花組について

- ・施設の保存を中心とした内容の提案であり、「利用回数の増加」に向けた自主事業等の提案が弱かった。

### (ウ) 旧百三十銀行ギャラリー管理運営共同事業体について

- ・人的基盤や企業などとの人的ネットワークが安定している。
- ・文化財という点を堅苦しくとらえているため、若年層を取り込める企画事業が欲しい。
- ・「優れた芸術文化を市民が享受する機会の拡大、新たな芸術文化の創造及び市民文化の向上に資すること」という目的に対して、人的基盤・人的ネットワークを活用し、地域活性化に取り組むことで対応してもらいたい。

## (3) 検討会における検討結果

- ・指定管理者としては、総合得点が最も高く、また、「指定管理者としての適性」(施設の管理運営に対する理念・基本方針、安定的な人的基盤や財政基盤、

実績や経験など)並びに「管理運営計画の的確性のうち【適正性】(管理運営体制、平等利用、安全対策、危機管理体制など)」の2つの項目で評価が高かった旧百三十銀行ギャラリー管理運営共同事業体が、指定管理者として相応しいと判断する。ただし、期待する点として、文化的な自主事業、特に若年者を対象としたものについての検討があると一層良いとする所見を付する。検討会における議論を十分に考慮し、最終決定を行うよう市に求めることとする。

## 7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、旧百三十銀行ギャラリー管理運営共同事業体を指定管理者候補に選定しました。

### (1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

### (2) 市における主な選定理由

- ・安定的な管理運営を行って行く人的基盤、財政基盤を有しており、複数の市施設について長年(5年～10年以上)の指定管理実績を有していることから、円滑な管理運営が期待できる。
- ・施設の利用者の増加対策として提案された自主事業をはじめ、提案内容の実現性が高い。
- ・構成団体それぞれの人的基盤の強みを活用した管理運営体制が提案されている点が評価できる。

## 8 提案額

平成31年度：6,232千円

平成32年度：6,070千円

平成33年度：6,070千円

平成34年度：6,232千円

平成35年度：6,070千円